

第4回子ども・子育て会議配布資料に関する各委員からのご意見・ご質問及び事務局回答一覧

東久留米市
子ども・子育て会議
平成26年3月14日

No	各委員からのご意見・ご質問	該当資料	事務局回答
1	【資料24】東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書(案)のP101～P103に、自由記述に関する記載がありますが、もう少し詳しい状況を示していただきたい。	【資料24】 P101～103	→ 個人情報の記載など、公開に支障がある点の修正等の作業を行った後、委員の皆様へ情報提供させていただく予定です。
2	【資料24】問15-1(P18)(平日、定期的にどのような事業を利用しているか?)に対する結果は「認可保育所:41.9%、幼稚園:39.4%、認定こども園:10.7%、幼稚園の預かり保育8.5%」であるにもかかわらず、【資料24】問15-3(P25)(平日、定期的に事業を利用している理由は何か?)に対する回答は「子どもの教育や発達のため:65.2%」、「現在、就労しているため:54.0%」である。 “子どもの教育や発達のため”がとても多いように思われるが、これは保護者のどのようなニーズが表れていると考えればよいのか?	【資料24】 P18・P25	→ 保育所は保育に欠けることが要件となるため、一般的に見落とされがちですが、保育所においても幼児一人一人の学びや成長の担い手として機能しています。この設問は複数回答形式でしたので、認可保育所を利用している方の3割の方が、保育に欠ける用件(就労や病気等)と共に「子どもの教育や発達のため」と回答しています。 また、幼稚園や保育所は、幼稚園教育要領・保育所保育指針に掲げられているように、幼児期の環境と子ども一人一人の特性と発達の課題に即した指導を行うことを基本にして保育を行っていますので、そういう観点が表示されていると考えます。

No	各委員からのご意見・ご質問	該当資料	事務局回答
3	【資料24】問15-1(P18)(平日、定期的にどのような事業を利用しているか?)と【資料24】問16(P27)(平日、定期的にどのような事業を利用したいですか?)の質問は実際の利用状況と利用希望を表しているが、この数字から保護者のどのようなニーズが表れていると考えればよいのか?	【資料24】 P18・P27	<p>→</p> <p>問15-1は実態を、問16は希望を表しています。問16では、0歳児1歳児の保護者で「認可保育所」と回答した方が6割に達しています。これは、すぐにでも入りたいという他に、将来的な意向もあるものと考えられます。3歳児以上の保護者においては、問15-1(実態)と問16(希望)とでは大きな隔たりはございませんが、0～2歳の保護者の方々に、現在利用されていない方々が、今後幼稚園等を検討されることはごく自然な状態であり、保育所を利用されている方で、幼稚園等を検討されている方もいらっしゃいますのでNo.2でお答えしたように、子どもの教育や発達を期待したり、3歳になった時に容易に施設が利用できるような切れ目のない支援を求めていることが考えられます。</p>
4	No.2・No.3のニーズに応えるためにはどんな事業計画を策定すればよいのか?	【資料24】 P18・P25・P27	<p>→</p> <p>一概には言えませんが、本市といたしましては基本指針を踏まえてきめ細やかに様々なニーズに応えられる計画を策定していきたいと考えています。</p>
5	【資料24】問26(P50)(放課後の過ごし方の希望<<就学前児童保護者対象の質問>>)は「学童保育:39.2%」に対して、【資料24】問13(P94)(放課後の過ごし方希望<<小学校2年生保護者対象の質問>>)は「学童保育:26.1%」の数字の違いは、保護者のどのようなニーズが表れていると考えればよいのか?	【資料24】 P50・P94	<p>→</p> <p>小学校入学前の保護者(5歳児の保護者)は、問14(P16)で「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」という方が3割いるため、新一年生の学童保育へのニーズが高くなると考えられます。それに比べて、小学校二年生の学童保育の将来的利用ニーズが少なくなるのは、小学校入学前ではわからなかった、小学校に通い始めてからの児童の状況というものが見えてくるため、学年を重ねるごとに学童の利用が減っていくという傾向が東久留米市にはあるため、自然な流れであると考えられます。</p>

No	各委員からのご意見・ご質問	該当資料	事務局回答
6	<p>東久留米市の子ども・子育て会議で論議して作成した「ニーズ調査アンケート」の報告を作成する必要があると思います。国の案に修正・加筆した部分からの読み取りをしなければ、東久留米市の子ども・子育て支援事業計画は作成できないと思います。</p>	/	<p>→ 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査結果につきましては、第4回会議資料【資料24】において報告書(案)を提示させていただきましたが、内容等を精査した上で、報告書は作成する予定です。また、東久留米市は独自の調査項目を設けておりませんが、東久留米市は独自に小学2年生保護者を対象にニーズ調査を実施しているため、資料33ワークシート(就学児童)(ニーズ調査票単純集計による)で放課後児童健全育成事業のニーズ量をまとめさせていただきました。</p>
7	<p>1月17日に頂いたメールにあった国の子ども・子育て会議の資料リストにあった「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」に「放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた」とあったのですが、この基準を定める条例については東久留米市の子ども・子育て会議で論議されるのでしょうか？</p>	/	<p>→ 左記の件につきましては、国から示される条例案や基準案に準拠して作成し、案を提示いたします。内容等についてご意見をいただいた上で、条例の制定作業を進めていきます。</p>